

JCSS校正申込書 力計 (JIS B 7721に準じる校正方法)

日本計測システム株式会社 JCSS校正部 御中 年 月 日

申込者 社 名 : _____
 (証明書送付先) 申込者名 : _____
 住 所 : 〒 _____
 電話番号 : _____ FAX番号 : _____

別紙「お申込みにあたっての注意事項」を了承し、力計のJCSS校正を下記条件に基づいて申し込みます。

力計の名称		力計の型式	
製造者名		製造番号	
力計のJCSS校正	<input type="checkbox"/> 前回のJCSS校正証明書番号 (力計) [_____]と同じ <input type="checkbox"/> 標準 (日本計測システムの標準的な校正ポイント) <input type="checkbox"/> 以下に記載		
校正の内容	校正する力の方向やポイントを指定したい場合にご記入ください。		
荷重値の調整(別料金)	<input type="checkbox"/> 希望しない <input type="checkbox"/> 希望する (日本計測システム社製HFシリーズのみ)		
証明書の言語	<input type="checkbox"/> 和文 <input type="checkbox"/> 英文 <input type="checkbox"/> 和文+英文 (別料金) ※英文証明書を希望される場合、通信欄に英語による社名・住所等の記載をお願いします。		
申込者と異なる場合のみご記入ください。(所有者は校正証明書において依頼者として記載されます)			
所有者 (依頼者)	社名		
	住所	〒 _____	
通信欄	証明書送付先や請求先が申込者と異なる場合など 連絡事項を記載してください。		

※以下弊社記入欄

受付日	受者	校正日	校正証明書番号	J部長確認	校正手数料
準備 <input type="checkbox"/> JCSS校正データシートの印刷 <input type="checkbox"/> おもり及び補助機器の確認		一般検査 <input type="checkbox"/> 型式、能力、製造番号、製造者、製造年月 <input type="checkbox"/> 機能上問題のある割れや欠けなどの不具合 <input type="checkbox"/> 力を軸方向に加えるようになっていること <input type="checkbox"/> アナログ表示の目盛板と指針 <input type="checkbox"/> 接続ケーブルに痛みや被覆の剥がれなどの不具合			確認印 <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto;"></div>
その他特記事項					
到着時の同梱品 無 有 (以下に記入)					
<input type="checkbox"/>					

JCSS校正 お申込みにあたっての注意事項 力計 (JIS B 7721に準じる校正方法)

お申し込み

1. 当JIS B 7721に準じる校正手法による校正は一般用途の力計を対象としたものであり、一軸試験機の力測定系の校正に参照標準として使用する力計の校正については、JIS B 7728に規定された校正方法により校正する必要があります（当社対応外）。
2. 荷重値の調整は日本計測システム社製のデジタルタイプ（HFシリーズ）のみが対象となります。調整を希望された場合は、調整を行う前に測定シリーズを1回実施し、その結果を別紙として報告いたします（別料金）。
3. ご希望により20%未満で校正を行う場合は、限界値を含む 10% 8% 6% 4% 2%の測定点で実施します。この校正には別途料金が発生します。
なお、2%未満および0.2N未満の校正には対応しておりません。
4. 校正を行った項目の校正値は、校正時の測定量を報告しております。その測定量について校正証明書ではJIS又は国際規格等に照らしての等級及び合・否の判定を行っておりません。
5. 校正証明書とは別に校正値について判定をご希望される場合は、校正のお申込時に判定基準等をご相談下さい。対応が可能な場合、別紙にて判定結果を報告します。なお、判定結果の報告については別途料金が発生いたします。
6. 校正する計測器等の発送について、輸送中に不具合が生じない様に適したケースや梱包材等を使用してください。輸送中に生じた損害については、当社はその責めに任じないものといたします。
7. 相対往復誤差の記載が不要である場合は、その旨を通信欄へ記載をお願いいたします。

お申し込み後

8. お客様が当申込書（申込者控）を受領後、その内容を変更しようとする場合は、その旨を速やかにご連絡ください。この場合の校正料金、終了予定日等については、改めて協議させていただきます。校正開始後の変更または中止の場合はそれまでの実費を請求させていただきます。
9. 校正は当社が規定した校正手順に基づいて行います。この校正手順に定める校正方法のうち、JIS又は国際規格等によって校正方法が定められているものは、その校正方法に準拠しております。
10. 校正証明書に記載される校正項目は、JIS又は国際規格等に定める校正項目を必ずしも全部を含むものではありません。
11. 校正料金の見積額及び終了予定日は、標準工程に基づいたものです。校正の目的を達成するために校正内容の変更又は追加を行う必要が生じた場合は、当社は校正料金の見積額及び終了予定日を変更できるものといたします。

校正の結果等

12. 計測器に貼付される校正証ラベルは、発行された「校正証明書」の校正項目についてのみ校正されたことを意味し、その計測器が有する全ての機能について校正されたことを意味するものではありません。
13. 校正結果に関する異議・苦情等は、内容を調査・審議したうえで、その結果は必要に応じて文書により回答させていただきます。

免責事項

14. 天災地変、その他不可抗力により、校正の履行及び証明書等の発行ができなくなった場合、当社はその責めに任じないものといたします。
15. 当社の責めに帰すことができない事由（改善、要修理等）が発生した場合は、事後の処理について協議させていただきます。この場合、校正料金、終了予定日等を変更できるものといたします。

機密保持

16. この校正で知り得た情報は機密事項とし、第三者へ開示いたしません。
ただし、法律で要求された場合や、契約上の取決めで認められた場合はその限りでなく、また法律で禁止されない限り、当該情報の提供について速やかに御連絡いたします。
なお、認定機関による当社JCSS校正部の審査時における審査員への開示はその責を免れるものといたします。

個人情報の取り扱い

17. お申込まいただいたお客様の個人情報は、校正業務に係るご連絡並びに当社の商品案内や各種情報の提供に限り利用させていただきます。

その他

18. 上記に記載のない事項あるいは疑義が生じた場合は、当社及び申込者は協議のうえ解決にあたるものといたします。

以上